

# — 第3号 —

## 「産業廃棄物最終処分場」について みんなで考えてみませんか？

### ●上郡町における産業廃棄物最終処分場建設計画とは

上郡町梨ヶ原及び赤穂市西有年地区に、民間事業者による産業廃棄物最終処分場の建設が計画されています。地域住民だけでなく、町全体で考えていくことが極めて重要です。

産業廃棄物最終処分場建設計画の賛否を問う住民投票は、令和4年7月10日（日）に行われる参議院議員選挙に合わせて実施します。

多くの方々に関心を持っていただき、必ず投票していただきたいと考えています。

### 建設計画の概要

令和2年6月、兵庫県から町に対して、下記のとおり産業廃棄物最終処分場の建設計画の概要資料が提示され、意見照会がありました。

事業主体	株式会社東洋開発工業所
事業内容	産業廃棄物最終処分場
計画面積	約19万平方メートル
埋立容量	最大約302万立方メートル
埋立品目	がれき類、ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい、産業廃棄物を処分するために処理したもので12品目に該当しないもの ※がれき類、ガラスくず、廃プラスチック類については、石綿含有産業廃棄物を含む。 ※燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいについては水銀含有ばいじん等を含む。
施設構造	管理型
埋立期間	20年

### 町の対応

町では、環境・水処理・法律の専門家等の6名で構成する、「上郡町産業廃棄物最終処分場建設計画に係る有識者会議」を開催し、産廃処分場建設計画に伴う諸法令等の手続きにおいて、町に求められる指導、意見等に対し、各委員の専門的な見地からの助言等を踏まえ、令和3年3月1日付けで兵庫県に意見書を回答しました（別紙に回答全文を添付しています）。

# 産業廃棄物最終処分場についてのQ&A

産業廃棄物  
最終処分場

みんなで  
考えてみませんか？



Q 1. 県から上郡町へ意見照会された内容とは？

A 1. 県から上郡町へ意見を求められたのは、以下の4項目についてです。

- ①周知範囲・周知方法について
- ②生活環境保全上の措置について
- ③地域計画上の事項について
- ④関係法令手続きについて

この4項目について有識者会議を開催し、令和3年3月1日付けで前町長が県へ回答しました。

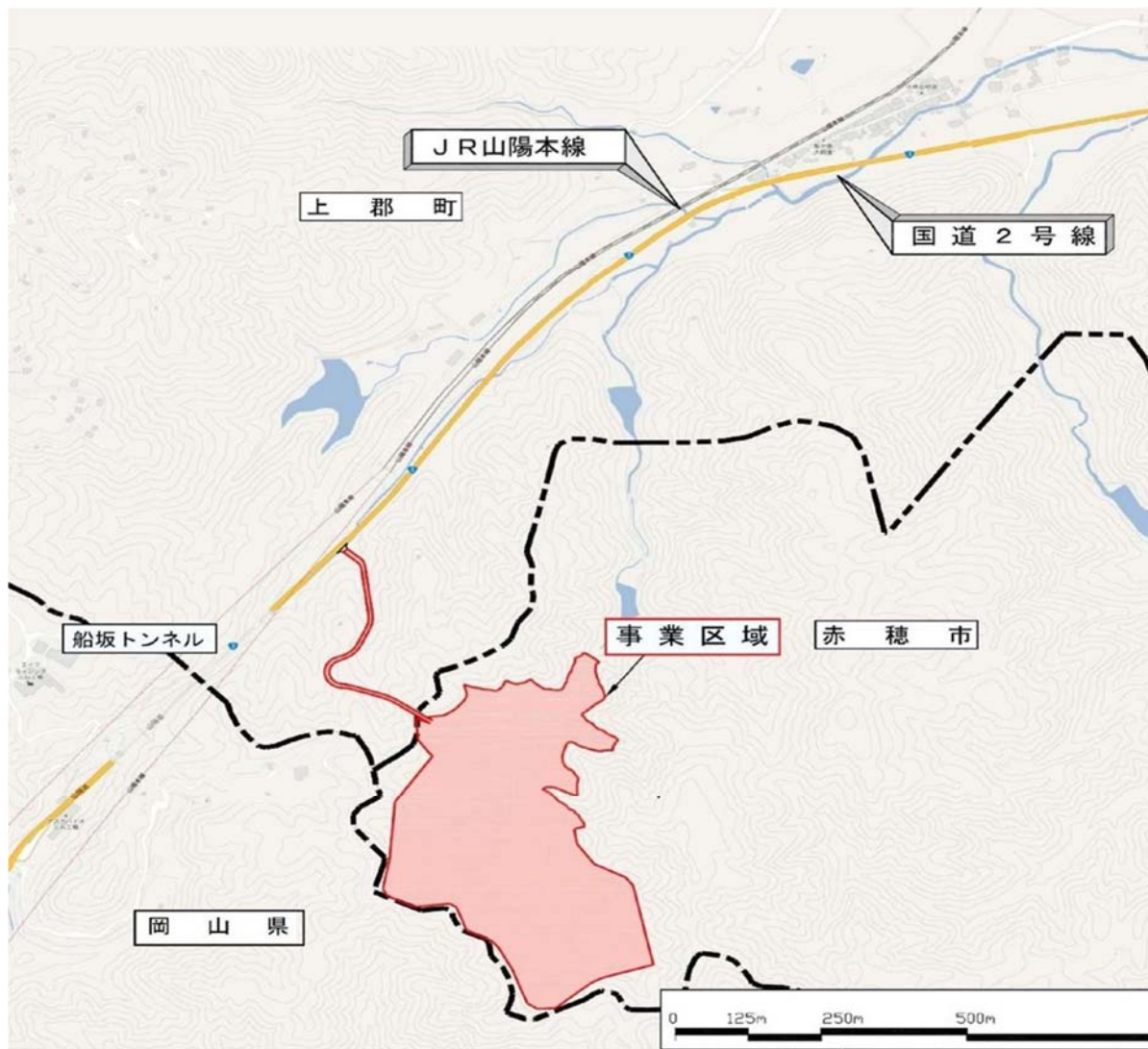
Q 2. 有識者会議では、どのようなことが議論されたのですか？

A 2. 産業廃棄物最終処分場が建設されると、どのような影響が出るのか、また、それらはどの範囲かについて議論されました。

- ・周知範囲について、施設の建設・運営に伴い、不利益を被る可能性がある住民に対して周知が必要ではないか。
- ・収集運搬車両の運行によって、騒音・振動・排気ガス、交通渋滞等の影響を受けることが予想される。
- ・搬入物について、事業者による確認・検査体制の整備、定期的な情報開示を求めるとともに、監視体制について、町や周辺住民がいつでも確認できるような仕組みづくりが必要ではないか。
- ・各地で頻発する豪雨災害に鑑み、過去の実績値だけでなく、将来を見据えた安全な設計とすべきではないか。
- ・森林の伐採など開発に伴い周辺環境への影響が懸念される。また、事故や災害時における事業者の計画が十分配慮されているのか。

また、町民の不安・危惧を解消するためには、事前協議書では判断できない申請者の適格・疑義（廃棄物業務の経験がない、事業区域がさらに拡大される懸念がある、令和元年6月に森林法違反の行為があったこと等）について、早期に明らかにする必要があるとの意見がありました。

※申請者の適格等については、現在行われている事前手続きを経た後の廃棄物処理法等の手続きにおいて審査されます。



【建設計画予定地付近見取図】

Q 3. 建設されると町にメリットはあるのですか？

A 3. 事業者が県へ提出した事前協議書には、最終処分場建設により町にどれだけ寄与するのかを記載する必要はないことから、現時点でのメリットについては不明です。

Q 4. 埋立て完了後はどのように利活用されますか？

A 4. 埋め立てが終了したら、国が定める廃止基準を満たし、埋め立てた廃棄物が安定化した後、廃止申請され、県が確認します。  
事業者が県へ提出した事前協議書によると、植林による造成森林となる計画です。

Q 5. 町内には賛成・反対それぞれ意見がある中で、町長の考えは？

A 5. このたびの計画は、民間事業者が管理・運営する施設であることから、許可手続きが進んだ場合は、町と事業者との間で安全などに関する公害防止協定を締結することが一般的です。

しかしながら、協定には町の立入検査権や罰則規定を設けることができないとされており、仮に基準違反や事故があったとしても、町の行政指導の権限が限られていることから、町民の生命と財産を守ることが困難ではないかと、これまでもたびたび議会定例会等でお伝えしてきたところです。

町民の皆さまには、これまでの資料等を参考にいただき、当該建設計画を「自分の事」として考えていただきたいと思います。

なお、事業者からは、町との面談の中で、「町が県に回答した意見に対して、適切に対応していきたい」旨の意向が示されました。

町としては、令和3年3月1日付けで兵庫県に回答した意見が事業計画に反映されるべく、関係機関に働きかけていきます。



現在、町ケーブルテレビ「えんしんネット」では、「産業廃棄物最終処分場のことみんなで考えてみませんか？」と題して、5分程度（毎日5回）の番組を放送しています。ぜひご覧ください。

町ホームページ、YouTubeでも配信しています。  
スマートフォンなどで右のQRコードを読み取ると表示されます。



発行日 令和4年6月15日  
発行 上郡町住民課 環境衛生係  
TEL 0791-52-1115  
FAX 0791-52-6490  
Mail jyumin@town.kamigori.lg.jp



**産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る  
事業計画事前協議書について（回答）**

令和3年3月1日付けで、兵庫県からの産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る事業計画事前協議書に対する意見照会に対し、次のとおり回答しました。

**1. 計画概要**

- (1) 事業者 大阪府豊能郡豊能町光風台三丁目 20 番8号  
株式会社東洋開発工業所 代表取締役 西脇 勝
- (2) 計画内容 管理型最終処分場の設置
- (3) 設置場所 赤穂市西有年字大山峠南 3011-119 外1筆  
赤穂郡上郡町梨ヶ原字西坂 1147-26 外1筆

**2. 照会事項**

- (1) 周知範囲・周知方法について
- (2) 生活環境保全上の措置について
- (3) 地域計画上の事項について
- (4) 関係法令手続きについて

**3. 回答内容**

(1) 周知範囲・周知方法について

周知範囲につきましては、施設の建設・運営に伴い、不利益を被る可能性のある住民に対して周知が必要であると考えます。

- ・ 最終処分場からの放流水による影響が考えられますが、環境影響評価の結果が提出されていない現時点においては安室川のデータがないため、建設予定地から下流となる論気上池、論気下池、論気川、梨ヶ原川、安室川の千種川合流地点までの千種川の支流周辺地域が該当するものと考えます。  
あわせて、下流域において井戸水を利用する者、農業用水として河川から取水する農業関係者、漁業関係者への周知が必要と考えます。
- ・ 収集運搬車両の運行に伴い、騒音・振動・排気ガス等の影響を受けるため、収集運搬経路として利用される主要道路(国道2号、県道5号)の周辺地域が該当すると考えます。
- ・ 保安林を解除する場合は、直接の利害関係を有する者の同意を得ることが必要と考えます。  
周知方法につきましては、当該自治会への周知文書の送付等により、確実に住民に伝わる方法が必要と考えます。また、縦覧場所については、町役場はじめ、生涯学習支援センター、町内各地区公民館にて幅広く周知することが必要と考えます。

(2) 生活環境保全上の措置について

最終処分場の建設、運営に伴い、考えられる生活環境保全上の影響については、下記の内容について必要と考えます。

- ・ 管理型処分場では、基本的には一定の基準以下の搬入物しか持ち込まれて来ないと考えられますが、事業者による確認、検査体制の整備はもとより、モニタリング(監視)体制については、周辺住民や町がいつでも確認できるような仕組みづくりが必要です。
- ・ 最終処分場から放流する浸出水の処理方法、排水量、放流濃度、維持管理方法及び故障時の対応等を約束するためにも、地元住民と町を含めた組織との公害防止協定などを締結し、定期的な検査結果の開示・報告を求め、事故等への担保とすることが必要と考えます。
- ・ 搬入される廃棄物へのダイオキシンや放射線廃棄物混入への周辺住民の不安を解消するためにも、埋立対象物の管理方法として、搬入される廃棄物を分析チェックし、契約した業者のみ搬入できる管理形態と、搬入物については上部からカメラで確認したうえで埋立るシステムを事業者に求めます。
- ・ 水処理部分は、基準を遵守し、地震、集中豪雨等による災害対策として、万一遮水シートに破損が発生した場合は、地下水等検査において地下水の水質の変化が検知され対策が取られることになりませんが、しっかりと水を監視する体制として、事業者にも漏水検知システムの設置を求めます。

また、処理する廃棄物により高塩分濃度の排水が出るようであれば稲作に影響が考えられるため脱塩処理の設置を求めます。

- 敷地内からの廃棄物(ばい塵)の飛散防止等管理を徹底するとともに、隣接地に配慮し施設計画地の境界地点での環境測定を求めます。
- 廃棄物に含まれる有機物が嫌氣的に分解されてメタンガスが発生されることが考えられるため、悪臭に配慮し、排気システムの設置に加え適切な覆土を行うことが必要と考えます。

また、保管や輸送の段階でも悪臭を発生して周辺住民に影響を及ぼすので、適切に中間処理したものを最終処分場に搬入するよう事業者に求めます。

- 地震による災害に備え、十分に計画地周辺の断層や地質を確認する必要があると考えます。
- 浸出水集排水の設計が過去20年間最大月間降水量をもとに、浸出水調整槽の容量を設定していますが、地球温暖化による豪雨頻度の増加傾向を考えれば、環境影響評価(環境アセスメント)において、昨今の異常気象(集中豪雨)や渇水期の影響も含め詳細な調査を実施し、影響の有無について評価されることを求めます。

また、雨水排水路や調整槽などの設備についても、異常気象に配慮し過去の実績値だけでなく将来を見据えた安全な設計としていただきたい。

- 施設工事中の土砂流出防止対策や仮設施設の内容についても、地元や論気上池・下池の管理者との協議・周知は必要と考えます。
- 進入路付近(国道2号)での交通の停滯を防ぐとともに、搬入時の通学時間帯への配慮や主要道路(国道2号、県道5号)への交通量の影響等に配慮した収集運搬車両の運行計画を求める必要があると考えます。
- 環境影響評価調査により、最終処分場設置に伴う野生生物や植物等への影響を調査し、配慮する必要があると考えます。

また、安室川下流域には、事業開始に至っていないものの、安室ダム水道用水供給企業団(構成市町:相生市、赤穂市、上郡町)が計画する水道用水供給事業における取水口位置(水利使用権)が存在することから、安室川下流への放流水による影響について十分な環境影響評価調査が必要と考えます。

### (3) 地域計画上の事項について

- 産廃処理施設建設においては、第5次総合計画「安全安心な社会の形成」を進める上で、環境汚染・公害防止及び防災対策に適切かつ十分な対策を講じていただきたい。
- 当該地域は自然豊かな土地であり、開発に伴う、周辺環境への影響が懸念されます。また、施設の運営においては、事故や災害時に周辺地域への影響が考えられます。これらについて、事業者の計画が十分配慮されているか、精査が必要であると考えます。

### (4) 関係法令手続きについて

- 兵庫県において環境影響評価対象事業(最終処分場)の要件について見直しがありましたので、紛争予防条例に基づく手続きに当たっては当該申請についての十分な環境影響評価の実施をお願いします。

また、併せて事前協議書提出時には省略されている、ボーリング調査結果や周辺の地下水位の状況が把握できる資料については重要な項目であるため、整備工事計画、閉鎖・廃止計画を含む年次埋立計画の提出を求めます。

- 事前協議申請者の疑義として、同社は廃棄物業務経験はなく、また、令和元年6月に森林法違反の行為があり、町民からは法令に従った適正な建設・運営をしていけるのかと申請者の適格についての不安の声があります。

また、申請地周辺の土地の疑義として、処理場が次々と拡大するのではないかという町民の危惧は、許可後に建設・運営者が代わる可能性も相まって、一概に否定することはできません。

これらの項目については、今後の紛争予防条例や廃棄物処理法等の手続きにおいて、許可基準である「技術上の基準の適合」のほか、「環境保全配慮」や「申請者の能力」として県で審査されるものと理解しています。しかしながら、町民の不安・危惧を解消するためには、事前協議書では推認できない申請者の適格等について、早期に明示することが必要と考えます。